

発委第1号

飯田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

飯田市議会会議規則の一部を改正する規則を下記のとおり制定する。

令和3年6月28日提出

提出者 飯田市議会 議会運営委員会
委員長 永井 一英

記

飯田市議会会議規則の一部を改正する規則(案)

飯田市議会会議規則(昭和54年飯田市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第132条第1項中「請願書には、」を「請願者は、請願書に」に、「並びに請願者の」を「及び請願者の」に、「及び氏名」を「(法人の場合には所在地及びその名称)を記載し、並びに氏名」に改め、「その名称及び」を削り、「記載し並びに請願者が押印」を「署名し、又は記名押印」に改め、同条第2項中「請願を」を「前項の規定による請願を」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

飯田市議会会議規則新旧対照表（最終 平成30年12月18日飯田市議会規則第4号）

改正後（案）	現行
<p>○飯田市議会会議規則 昭和54年12月22日 議会規則第1号 (請願書の記載事項等) 第132条 請願者は、<u>請願書に邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人の場合には所在地及びその名称）を記載し、並びに氏名（法人の場合には代表者の氏名）を署名し、又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定による<u>請願を</u>紹介する議員は、<u>請願書の表紙に署名又は記名押印を</u>しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>○飯田市議会会議規則 昭和54年12月22日 議会規則第1号 (請願書の記載事項等) 第132条 請願書には、<u>邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し並びに請願者が押印を</u>しなければならない。</p> <p>2 請願を紹介する議員は、<u>請願書の表紙に署名又は記名押印を</u>しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>